

## 野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (平成31年度第2報)

仙台市、白石市、角田市、岩沼市、川崎町、大衡村で採取されたイノシシの肉、栗原市及び川崎町で採取されたツキノワグマの肉について、放射能物質の測定を行ったところ国の基準値（100ベクレル/kg）を超えるものではありませんでした。

なお、ツキノワグマ肉及びイノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しております。

### 記

#### 1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所	放射性セシウム		捕獲年月日	測定日
		測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値		
イノシシ	白石市白川内親	49	100	R1.5.28	R1.6.20
	岩沼市南長谷	41			
	角田市高倉字新山	31			
	仙台市泉区福岡	13			
	大衡村大瓜宮沢	14			
	川崎町大字前川字羽根坂山	50			
ツキノワグマ	栗原市築館字八沢	16		R1.6.8	
	川崎町大字今宿字畑平	不検出		R1.6.9	

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。

<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/other/#11>

- 2 測定年月日 令和元年6月20日  
3 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター  
ゲルマニウム半導体検出器  
4 検出下限値 14.3～18.8 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回る場合があります。